

コ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからルまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからルまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからルまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

ク 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからルまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからルまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

カ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、イからルまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

11 福祉用具貸与費（1月につき）

指定福祉用具貸与事業所（指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）において、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。ただし、1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準を満たさない指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。

注1 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

3～7 （略）

チ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからトまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからトまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

リ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからトまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

ヌ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、イからトまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

11 福祉用具貸与費（1月につき）

指定福祉用具貸与事業所（指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）において、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。ただし、1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準を満たさない指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。

（新設）

（新設）

注1～5 （略）

第二章 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1 訪問介護費 イ～ト (略) チ 介護職員等処遇改善加算 注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) <u>介護職員等処遇改善加算(I)</u> <u>イからトまでにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数</u> (2) <u>介護職員等処遇改善加算(II)</u> <u>イからトまでにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数</u> (3) <u>介護職員等処遇改善加算(III)</u> <u>イからトまでにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数</u> (4) <u>介護職員等処遇改善加算(IV)</u> <u>イからトまでにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数</u> 2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(1)</u> <u>イからトまでにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数</u> (2) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(2)</u> <u>イからトまでにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数</u> (3) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(3)</u> <u>イからトまでにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数</u> (4) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(4)</u> <u>イからトまでにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数</u> (5) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(5)</u> <u>イからトまでにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数</u> (6) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(6)</u> <u>イからトまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数</u>	別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1 訪問介護費 イ～ト (略) チ 介護職員等処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) <u>介護職員等処遇改善加算(I)</u> <u>イからトまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数</u> (2) <u>介護職員等処遇改善加算(II)</u> <u>イからトまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数</u> (3) <u>介護職員等処遇改善加算(III)</u> <u>イからトまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数</u> (新設)

<u>(7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7)</u>	<u>イからトまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数</u>
<u>(8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8)</u>	<u>イからトまでにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数</u>
<u>(9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9)</u>	<u>イからトまでにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数</u>
<u>(10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10)</u>	<u>イからトまでにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数</u>
<u>(11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11)</u>	<u>イからトまでにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数</u>
<u>(12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12)</u>	<u>イからトまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数</u>
<u>(13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13)</u>	<u>イからトまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数</u>
<u>(14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14)</u>	<u>イからトまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数</u>

(削る)

(削る)

2 訪問入浴介護費

イ～ホ (略)

ヘ 介護職員等処遇改善加算

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問

リ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからトまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

ヌ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、イからトまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2 訪問入浴介護費

イ～ホ (略)

ヘ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴

入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の94に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(III) イからホまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからホまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからホまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからホまでにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからホまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからホまでにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからホまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからホまでにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからホまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからホまでにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからホまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからホまでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからホまでにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからホまでにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数

介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(III) イからホまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

(新設)

5 ~ 11 (略)

3 ~ 9 (略)

- 12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合又は指定訪問看護を担当する医療機関（指定居宅サービス基準第60条第1項第2号に規定する指定訪問看護を担当する医療機関をいう。）が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合には、緊急時訪問看護加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 緊急時訪問看護加算(I)
- | | |
|-------------------|-------|
| ① 指定訪問看護ステーションの場合 | 600単位 |
| ② 病院又は診療所の場合 | 325単位 |
- (2) 緊急時訪問看護加算(II)
- | | |
|-------------------|-------|
| ① 指定訪問看護ステーションの場合 | 574単位 |
| ② 病院又は診療所の場合 | 315単位 |
- 13 (略)
- 14 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問看護事業所の緩和ケア、褥瘡^{じよくそう}ケア若しくは人工肛門^{こう}ケア及び人工膀胱^{ぼうこう}ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関において行われる研修（以下「特定行為研修」という。）を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合には、1月に1回に限り、専門管理加算として、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数のいずれかを所定単位数に加算する。
- イ 緩和ケア、褥瘡^{じよくそう}ケア又は人工肛門^{こう}ケア及び人工膀胱^{ぼうこう}ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合（悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている利用者、真皮を越える褥瘡^{じよくそう}の状態にある利用者（重点的な褥瘡^{じよくそう}管理を行う必要が認められる利用者（在宅での療養を行っているものに限る。））にあっては真皮までの状態の利用者）又は人工肛門^{こう}若しくは人工膀胱^{ぼうこう}を造設している者で管理が困難な利用者に行った場合に限る。） 250単位
- ロ 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合（医科診療報酬点数表の区分番号C007の注3に規定する手順書加算を算定する利用者に対して行った場合に限る。） 250単位
- 15 在宅で死亡した利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問看護事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（死亡日及び死亡日前14日以内に当該利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して訪問看護を行っている場合にあっては、1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）は、ターミナルケア加算として、当該者の死亡月につき2,500単位を所定単位数に加算する。

- 10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合には、緊急時訪問看護加算として1月につき574単位を所定単位数に加算し、指定訪問看護を担当する医療機関（指定居宅サービス基準第60条第1項第2号に規定する指定訪問看護を担当する医療機関をいう。）が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合には、緊急時訪問看護加算として1月につき315単位を所定単位数に加算する。
- (新設)
- (新設)
- 11 (略)
- (新設)
- 12 在宅で死亡した利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問看護事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（死亡日及び死亡日前14日以内に当該利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して訪問看護を行っている場合にあっては、1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）は、ターミナルケア加算として、当該者の死亡月につき2,000単位を所定単位数に加算する。

<u>16 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問看護事業所の情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、医科診療報酬点数表の区分番号C 0 0 1の注8（医科診療報酬点数表の区分番号C 0 0 1―2の注6の規定により準用する場合（指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けている有料老人ホームその他これに準ずる施設が算定する場合を除く。）を含む。）に規定する死亡診断加算を算定する利用者（別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に限る。）について、その主治の医師の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合は、遠隔死亡診断補助加算として、当該利用者の死亡月につき150単位を所定単位数に加算する。</u>	
<u>17～19 （略）</u>	
<u>20 イ(5)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定訪問看護事業所については、1回につき8単位を所定単位数から減算する。</u>	
ニ 初回加算	
(1) 初回加算(I)	350単位
(2) 初回加算(II)	300単位
<u>注 1 (1)について、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(2)を算定している場合は、算定しない。</u>	
<u>2 (2)について、指定訪問看護事業所において、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回の指定訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。</u>	
ホ 退院時共同指導加算	600単位
注 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供することをいう。）を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者については、2回）に限り、所定単位数を加算する。ただし、二の初回加算を算定する場合は、退院時共同指導加算は算定しない。	
ヘ・ト （略）	
チ 口腔連携強化加算	50単位
<u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問看護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。</u>	
リ （略）	

(新設)	
13～15 （略）	
(新設)	
ニ 初回加算	
(新設)	
(新設)	
<u>注 指定訪問看護事業所において、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回の指定訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</u>	
(新設)	
ホ 退院時共同指導加算	
注 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。）を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者については、2回）に限り、所定単位数を加算する。ただし、二の初回加算を算定する場合は、退院時共同指導加算は算定しない。	
ヘ・ト （略）	
(新設)	
チ （略）	

4 訪問リハビリテーション費			
イ 訪問リハビリテーション費（1回につき）	308単位	イ 訪問リハビリテーション費（1回につき）	307単位
注1 通院が困難な利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている当該事業所の医師の指示に基づき、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、 <u>所定単位数を算定する。</u> なお、 <u>指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者であって、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものに対して指定訪問リハビリテーションを行った場合は、注14の規定にかかわらず、所定単位数を算定する。</u>		注1 通院が困難な利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている当該事業所の医師の指示に基づき、指定訪問リハビリテーションを行った場合に <u>算定する。</u>	
<u>2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u>		(新設)	
<u>3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u>		(新設)	
<u>4～8 (略)</u>		<u>2～6 (略)</u>	
<u>9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。さらに、<u>訪問リハビリテーション計画について、指定訪問リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合、1月につき270単位を加算する。</u></u>		<u>7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u>	
(1) <u>リハビリテーションマネジメント加算(イ)</u>	180単位	(1) <u>リハビリテーションマネジメント加算(A)イ</u>	180単位
(2) <u>リハビリテーションマネジメント加算(ロ)</u>	213単位	(2) <u>リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ</u>	213単位
(削る)		(3) <u>リハビリテーションマネジメント加算(B)イ</u>	450単位
(削る)		(4) <u>リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ</u>	483単位
<u>10 認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、その退院（所）日又は訪問開始日から起算して3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合に、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、1週に2日を限度として、1日につき240単位を所定単位数に加算する。ただし、注8を算定している場合は、算定しない。</u>		(新設)	
<u>11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問リハビリテーション事業所の従業者が、<u>口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り50単位を所定単位数に加算する。</u></u>		(新設)	
<u>12～14 (略)</u>		<u>8～10 (略)</u>	

ロ	退院時共同指導加算	600単位
注	<u>病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導（病院又は診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者との間で当該者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、当該者又はその家族に対して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅での訪問リハビリテーション計画に反映させることをいう。）を行った後に、当該者に対する初回の指定訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。</u>	
ハ・ニ	（略）	
5	居宅療養管理指導費	
イ	医師が行う場合	
(1)	居宅療養管理指導費(I)	
(一)	単一建物居住者1人に対して行う場合	515単位
(二)	単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	487単位
(三)	(一)及び(二)以外の場合	446単位
(2)	居宅療養管理指導費(II)	
(一)	単一建物居住者1人に対して行う場合	299単位
(二)	単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	287単位
(三)	(一)及び(二)以外の場合	260単位
注1～5	（略）	
ロ	歯科医師が行う場合	
(1)	単一建物居住者1人に対して行う場合	517単位
(2)	単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	487単位
(3)	(1)及び(2)以外の場合	441単位
注1～4	（略）	
ハ	薬剤師が行う場合	
(1)	病院又は診療所の薬剤師が行う場合	
(一)	単一建物居住者1人に対して行う場合	566単位
(二)	単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	417単位
(三)	(一)及び(二)以外の場合	380単位
(2)	薬局の薬剤師が行う場合	
(一)	単一建物居住者1人に対して行う場合	518単位
(二)	単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	379単位
(三)	(一)及び(二)以外の場合	342単位
注1	在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス基準第85条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注及び注4から注8までにおいて同じ。）の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学	

（新設）		
ロ・ハ	（略）	
5	居宅療養管理指導費	
イ	医師が行う場合	
(1)	居宅療養管理指導費(I)	
(一)	単一建物居住者1人に対して行う場合	514単位
(二)	単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	486単位
(三)	(一)及び(二)以外の場合	445単位
(2)	居宅療養管理指導費(II)	
(一)	単一建物居住者1人に対して行う場合	298単位
(二)	単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	286単位
(三)	(一)及び(二)以外の場合	259単位
注1～5	（略）	
ロ	歯科医師が行う場合	
(1)	単一建物居住者1人に対して行う場合	516単位
(2)	単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	486単位
(3)	(1)及び(2)以外の場合	440単位
注1～4	（略）	
ハ	薬剤師が行う場合	
(1)	病院又は診療所の薬剤師が行う場合	
(一)	単一建物居住者1人に対して行う場合	565単位
(二)	単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	416単位
(三)	(一)及び(二)以外の場合	379単位
(2)	薬局の薬剤師が行う場合	
(一)	単一建物居住者1人に対して行う場合	517単位
(二)	単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	378単位
(三)	(一)及び(二)以外の場合	341単位
注1	在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス基準第85条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注及び注4から注6までにおいて同じ。）の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学	

的管理指導計画)に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に、単一建物居住者(当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。)の人数に従い、1月に2回(薬局の薬剤師にあつては、4回)を限度として、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤師にあつては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

2 在宅の利用者であつて通院が困難なものに対して、薬局の薬剤師が情報通信機器を用いた服薬指導(指定居宅療養管理指導と同日に行う場合を除く。)を行った場合は、注1の規定にかかわらず、(2)(一)から(三)までと合わせて1月に4回に限り、46単位を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対して、薬局の薬剤師が情報通信機器を用いた服薬指導(指定居宅療養管理指導と同日に行う場合を除く。)を行った場合は、注1の規定にかかわらず、(2)(一)から(三)までと合わせて、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、46単位を算定する。

3～6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定居宅療養管理指導事業所において、在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている利用者に対して、その投与及び保管の状況、副作用の有無等について当該利用者又はその家族等に確認し、必要な薬学的管理指導を行った場合は、医療用麻薬持続注射療法加算として、1回につき250単位を所定単位数に加算する。ただし、注2又は注3を算定している場合は、算定しない。

8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定居宅療養管理指導事業所において、在宅中心静脈栄養法を行っている利用者に対して、その投与及び保管の状況、配合変化の有無について確認し、必要な薬学的管理指導を行った場合は、在宅中心静脈栄養法加算として、1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。

ニ 管理栄養士が行う場合

(1) 居宅療養管理指導費(I)

(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	545単位
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	487単位
(三) (一)及び(二)以外の場合	444単位

(2) 居宅療養管理指導費(II)

(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	525単位
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	467単位
(三) (一)及び(二)以外の場合	424単位

的管理指導計画)に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に、単一建物居住者(当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。)の人数に従い、1月に2回(薬局の薬剤師にあつては、4回)を限度として、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤師にあつては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

2 医科診療報酬点数表の区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施に伴い、処方箋が交付された利用者であつて、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、情報通信機器を用いた服薬指導(指定居宅療養管理指導と同日に行う場合を除く。)を行った場合は、注1の規定にかかわらず、1月に1回に限り45単位を算定する。

3～6 (略)

(新設)

(新設)

ニ 管理栄養士が行う場合

(1) 居宅療養管理指導費(I)

(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	544単位
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	486単位
(三) (一)及び(二)以外の場合	443単位

(2) 居宅療養管理指導費(II)

(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	524単位
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	466単位
(三) (一)及び(二)以外の場合	423単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、(1)については次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス基準第85条第1項第1号に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注4までにおいて同じ。）の管理栄養士が、(2)については次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所において当該指定居宅療養管理指導事業所以外の医療機関、介護保険施設（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスのチ、介護保健施設サービスのリ若しくは介護医療院サービスのヲに規定する厚生労働大臣が定める基準に定める管理栄養士の員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションとの連携により確保した管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、当該利用者の計画的な医学的管理を行っている医師が、当該利用者の急性増悪等により一時的に頻回の栄養管理を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合に、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行ったときは、その指示の日から30日間に限って、1月に2回を超えて、2回を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ （略）

2～4 （略）

ホ 歯科衛生士等が行う場合

- | | |
|-----------------------------|-------|
| (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 | 362単位 |
| (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 | 326単位 |
| (3) (1)及び(2)以外の場合 | 295単位 |

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス基準第85条第1項第1号に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注4までにおいて同じ。）の歯科衛生士、保健師又は看護職員（以下「歯科衛生士等」という。）が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に4回（がん末期の利用者については、1月に6回）を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ （略）

2～4 （略）

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、(1)については次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス基準第85条第1項第1号に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注4までにおいて同じ。）の管理栄養士が、(2)については次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所において当該指定居宅療養管理指導事業所以外の医療機関、介護保険施設（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスのチ、介護保健施設サービスのリ若しくは介護医療院サービスのヲに規定する厚生労働大臣が定める基準に定める管理栄養士の員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションとの連携により確保した管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ （略）

2～4 （略）

ホ 歯科衛生士等が行う場合

- | | |
|-----------------------------|-------|
| (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 | 361単位 |
| (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 | 325単位 |
| (3) (1)及び(2)以外の場合 | 294単位 |

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス基準第85条第1項第1号に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注4までにおいて同じ。）の歯科衛生士、保健師又は看護職員（以下「歯科衛生士等」という。）が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に4回を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ （略）

2～4 （略）

6 通所介護費

イ～ニ (略)

ホ 介護職員等処遇改善加算

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I) イから二までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(II) イから二までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(III) イから二までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(IV) イから二までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

2 令和 7 年 3 月 31 日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所（注 1 の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イから二までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イから二までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イから二までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イから二までにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イから二までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イから二までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イから二までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イから二までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

6 通所介護費

イ～ニ (略)

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 5 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イから二までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イから二までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イから二までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

(新設)

(9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) 相当する単位数	イからニまでにより算定した単位数の1000分の54に
(10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) 相当する単位数	イからニまでにより算定した単位数の1000分の45に
(11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) 相当する単位数	イからニまでにより算定した単位数の1000分の53に
(12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) 相当する単位数	イからニまでにより算定した単位数の1000分の43に
(13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) 相当する単位数	イからニまでにより算定した単位数の1000分の44に
(14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) 相当する単位数	イからニまでにより算定した単位数の1000分の33に

(削る)

(削る)

7 通所リハビリテーション費

イ 通常規模型リハビリテーション費

(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合

(一) 要介護1	369単位
(二) 要介護2	398単位
(三) 要介護3	429単位
(四) 要介護4	458単位
(五) 要介護5	491単位

(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合

(一) 要介護1	383単位
(二) 要介護2	439単位
(三) 要介護3	498単位
(四) 要介護4	555単位
(五) 要介護5	612単位

ハ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I)	イからニまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II)	イからニまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

ト 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

7 通所リハビリテーション費

イ 通常規模型リハビリテーション費

(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合

(一) 要介護1	366単位
(二) 要介護2	395単位
(三) 要介護3	426単位
(四) 要介護4	455単位
(五) 要介護5	487単位

(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合

(一) 要介護1	380単位
(二) 要介護2	436単位
(三) 要介護3	494単位
(四) 要介護4	551単位
(五) 要介護5	608単位

(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>486単位</u>
(二) 要介護2	<u>565単位</u>
(三) 要介護3	<u>643単位</u>
(四) 要介護4	<u>743単位</u>
(五) 要介護5	<u>842単位</u>

(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>553単位</u>
(二) 要介護2	<u>642単位</u>
(三) 要介護3	<u>730単位</u>
(四) 要介護4	<u>844単位</u>
(五) 要介護5	<u>957単位</u>

(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>622単位</u>
(二) 要介護2	<u>738単位</u>
(三) 要介護3	<u>852単位</u>
(四) 要介護4	<u>987単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,120単位</u>

(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>715単位</u>
(二) 要介護2	<u>850単位</u>
(三) 要介護3	<u>981単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,137単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,290単位</u>

(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>762単位</u>
(二) 要介護2	<u>903単位</u>
(三) 要介護3	<u>1,046単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,215単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,379単位</u>

ロ 大規模型通所リハビリテーション費

(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>357単位</u>
(二) 要介護2	<u>388単位</u>
(三) 要介護3	<u>415単位</u>
(四) 要介護4	<u>445単位</u>
(五) 要介護5	<u>475単位</u>

(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>372単位</u>
(二) 要介護2	<u>427単位</u>

(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>483単位</u>
(二) 要介護2	<u>561単位</u>
(三) 要介護3	<u>638単位</u>
(四) 要介護4	<u>738単位</u>
(五) 要介護5	<u>836単位</u>

(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>549単位</u>
(二) 要介護2	<u>637単位</u>
(三) 要介護3	<u>725単位</u>
(四) 要介護4	<u>838単位</u>
(五) 要介護5	<u>950単位</u>

(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>618単位</u>
(二) 要介護2	<u>733単位</u>
(三) 要介護3	<u>846単位</u>
(四) 要介護4	<u>980単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,112単位</u>

(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>710単位</u>
(二) 要介護2	<u>844単位</u>
(三) 要介護3	<u>974単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,129単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,281単位</u>

(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>757単位</u>
(二) 要介護2	<u>897単位</u>
(三) 要介護3	<u>1,039単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,206単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,369単位</u>

ロ 大規模型通所リハビリテーション費(I)

(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>361単位</u>
(二) 要介護2	<u>392単位</u>
(三) 要介護3	<u>421単位</u>
(四) 要介護4	<u>450単位</u>
(五) 要介護5	<u>481単位</u>

(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>375単位</u>
(二) 要介護2	<u>431単位</u>

(三) 要介護3	<u>482単位</u>
(四) 要介護4	<u>536単位</u>
(五) 要介護5	<u>591単位</u>
(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>470単位</u>
(二) 要介護2	<u>547単位</u>
(三) 要介護3	<u>623単位</u>
(四) 要介護4	<u>719単位</u>
(五) 要介護5	<u>816単位</u>
(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>525単位</u>
(二) 要介護2	<u>611単位</u>
(三) 要介護3	<u>696単位</u>
(四) 要介護4	<u>805単位</u>
(五) 要介護5	<u>912単位</u>
(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>584単位</u>
(二) 要介護2	<u>692単位</u>
(三) 要介護3	<u>800単位</u>
(四) 要介護4	<u>929単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,053単位</u>
(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>675単位</u>
(二) 要介護2	<u>802単位</u>
(三) 要介護3	<u>926単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,077単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,224単位</u>
(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>714単位</u>
(二) 要介護2	<u>847単位</u>
(三) 要介護3	<u>983単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,140単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,300単位</u>
(削る)	

(三) 要介護3	<u>488単位</u>
(四) 要介護4	<u>544単位</u>
(五) 要介護5	<u>601単位</u>
(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>477単位</u>
(二) 要介護2	<u>554単位</u>
(三) 要介護3	<u>630単位</u>
(四) 要介護4	<u>727単位</u>
(五) 要介護5	<u>824単位</u>
(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>540単位</u>
(二) 要介護2	<u>626単位</u>
(三) 要介護3	<u>711単位</u>
(四) 要介護4	<u>821単位</u>
(五) 要介護5	<u>932単位</u>
(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>599単位</u>
(二) 要介護2	<u>709単位</u>
(三) 要介護3	<u>819単位</u>
(四) 要介護4	<u>950単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,077単位</u>
(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>694単位</u>
(二) 要介護2	<u>824単位</u>
(三) 要介護3	<u>953単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,102単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,252単位</u>
(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>734単位</u>
(二) 要介護2	<u>868単位</u>
(三) 要介護3	<u>1,006単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,166単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,325単位</u>
ハ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅲ)	
(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>353単位</u>
(二) 要介護2	<u>384単位</u>
(三) 要介護3	<u>411単位</u>
(四) 要介護4	<u>441単位</u>
(五) 要介護5	<u>469単位</u>

注 1 (略)

- 2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合	
(一) 要介護1	368単位
(二) 要介護2	423単位
(三) 要介護3	477単位
(四) 要介護4	531単位
(五) 要介護5	586単位
(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要介護1	465単位
(二) 要介護2	542単位
(三) 要介護3	616単位
(四) 要介護4	710単位
(五) 要介護5	806単位
(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	520単位
(二) 要介護2	606単位
(三) 要介護3	689単位
(四) 要介護4	796単位
(五) 要介護5	902単位
(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	579単位
(二) 要介護2	687単位
(三) 要介護3	793単位
(四) 要介護4	919単位
(五) 要介護5	1,043単位
(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	670単位
(二) 要介護2	797単位
(三) 要介護3	919単位
(四) 要介護4	1,066単位
(五) 要介護5	1,211単位
(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	708単位
(二) 要介護2	841単位
(三) 要介護3	973単位
(四) 要介護4	1,129単位
(五) 要介護5	1,282単位

注 1 (略)

(新設)

(新設)

4 イ及びロについて、感染症又は災害（厚生労働大臣が認めるものに限る。）の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所リハビリテーション事業所において、指定通所リハビリテーションを行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができる。

5 イ(1)及びロ(1)について、指定居宅サービス基準第111条に規定する配置基準を超えて、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を専従かつ常勤で2名以上配置している事業所については、1日につき30単位を所定単位数に加算する。

6～9 （略）

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。さらに、通所リハビリテーション計画について、指定通所リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合、1月につき270単位を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、注15又は注18(1)若しくは(2)(二)を算定している場合は、リハビリテーションマネジメント加算(ハ)は算定しない。

イ リハビリテーションマネジメント加算(イ)

(1)・(2) （略）

ロ リハビリテーションマネジメント加算(ロ)

(1)・(2) （略）

ハ リハビリテーションマネジメント加算(ハ)

(1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合 793単位

(2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合 473単位

(削る)

2 イからハまでについて、感染症又は災害（厚生労働大臣が認めるものに限る。）の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所リハビリテーション事業所において、指定通所リハビリテーションを行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができる。

3 イ(1)、ロ(1)及びハ(1)について、指定居宅サービス基準第111条に規定する配置基準を超えて、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を専従かつ常勤で2名以上配置している事業所については、1日につき30単位を所定単位数に加算する。

4～7 （略）

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ リハビリテーションマネジメント加算(A)イ

(1)・(2) （略）

ロ リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ

(1)・(2) （略）

ハ リハビリテーションマネジメント加算(B)イ

(1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合 830単位

(2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合 510単位

二 リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ

(1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合 863単位

(2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合 543単位

- 11 医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、利用者に対して、その退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合、短期集中個別リハビリテーション実施加算として、1日につき110単位を所定単位数に加算する。ただし、注12又は注13を算定している場合は、算定しない。
- 12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所リハビリテーション事業所において、認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、イについてはその退院（所）日又は通所開始日から起算して3月以内の期間に、ロについてはその退院（所）日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、イについては1日につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は注13を算定している場合においては、算定しない。
- イ・ロ （略）
- 13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所リハビリテーション事業所が、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対して、リハビリテーションを計画的に行い、当該利用者の有する能力の向上を支援した場合は、生活行為向上リハビリテーション実施加算として、リハビリテーション実施計画に基づく指定通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき1,250単位を所定単位数に加算する。ただし、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合においては、算定しない。また、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定していた場合においては、利用者の急性増悪等によりこの加算を算定する必要性についてリハビリテーション会議（指定居宅サービス基準第80条第7号に規定するリハビリテーション会議をいう。）により合意した場合を除き、この加算は算定しない。
- 14 （略）
- 15 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所リハビリテーション事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算とし

- 9 医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者に対して、その退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合、短期集中個別リハビリテーション実施加算として、1日につき110単位を所定単位数に加算する。ただし、注10又は注11を算定している場合は、算定しない。
- 10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所リハビリテーション事業所において、認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、イについてはその退院（所）日又は通所開始日から起算して3月以内の期間に、ロについてはその退院（所）日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、イについては1日につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は注11を算定している場合においては、算定しない。
- イ・ロ （略）
- 11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所リハビリテーション事業所が、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対して、リハビリテーションを計画的に行い、当該利用者の有する能力の向上を支援した場合は、生活行為向上リハビリテーション実施加算として、リハビリテーション実施計画に基づく指定通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき1,250単位を所定単位数に加算する。ただし、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合においては、算定しない。また、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定していた場合においては、利用者の急性増悪等によりこの加算を算定する必要性についてリハビリテーション会議（指定居宅サービス基準第80条第5号に規定するリハビリテーション会議をいう。）により合意した場合を除き、この加算は算定しない。
- 12 （略）
- 13 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所リハビリテーション事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算とし

て、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月並びにリハビリテーションマネジメント加算Ⅱを算定している場合は、算定しない。

(1)～(4) (略)

16・17 (略)

18 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、リハビリテーションマネジメント加算Ⅱを算定している場合は、口腔機能向上加算Ⅰ及びⅢは算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

(1) (略)

(2) 口腔機能向上加算Ⅲ

① 口腔機能向上加算Ⅲイ 155単位

② 口腔機能向上加算Ⅲロ 160単位

19 (略)

20 別に厚生労働大臣が定める状態にある利用者（要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者に限る。）に対して、計画的な医学的管理のもと、指定通所リハビリテーションを行った場合に、重度療養管理加算として、1日につき100単位を所定単位数に加算する。ただし、イ(1)及びロ(1)を算定している場合は、算定しない。

21～24 (略)

ハ 退院時共同指導加算 600単位

注 病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導（病院又は診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者との間で当該者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、当該者又はその家族に対して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅での通所リハビリテーション計画に反映させることをいう。）を行った後に、当該者に対する初回の指定通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。

ニ・ホ (略)

て、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(1)～(4) (略)

14・15 (略)

16 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

(1) (略)

(2) 口腔機能向上加算Ⅲ 160単位

(新設)

(新設)

17 (略)

18 別に厚生労働大臣が定める状態にある利用者（要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者に限る。）に対して、計画的な医学的管理のもと、指定通所リハビリテーションを行った場合に、重度療養管理加算として、1日につき100単位を所定単位数に加算する。ただし、イ(1)、ロ(1)及びハ(1)を算定している場合は、算定しない。

19～22 (略)

(新設)

ニ・ホ (略)

へ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|----------------------|-----------------------------------|
| (1) 介護職員等処遇改善加算(I) | イからホまでにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数 |
| (2) 介護職員等処遇改善加算(II) | イからホまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数 |
| (3) 介護職員等処遇改善加算(III) | イからホまでにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数 |
| (4) 介護職員等処遇改善加算(IV) | イからホまでにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数 |

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所リハビリテーション事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-------------------------|-----------------------------------|
| (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) | イからホまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数 |
| (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) | イからホまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数 |
| (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) | イからホまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数 |
| (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) | イからホまでにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数 |
| (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) | イからホまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数 |
| (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) | イからホまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数 |
| (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) | イからホまでにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数 |
| (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) | イからホまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数 |
| (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) | イからホまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数 |
| (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) | イからホまでにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数 |

へ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|---------------------|-----------------------------------|
| (1) 介護職員処遇改善加算(I) | イからホまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数 |
| (2) 介護職員処遇改善加算(II) | イからホまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数 |
| (3) 介護職員処遇改善加算(III) | イからホまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数 |

(新設)

<u>(11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11)</u> 相当する単位数	<u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の43に</u>
<u>(12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12)</u> 相当する単位数	<u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の45に</u>
<u>(13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13)</u> 相当する単位数	<u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の38に</u>
<u>(14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14)</u> 相当する単位数	<u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の28に</u>

(削る)

(削る)

8 短期入所生活介護費（1日につき）

イ～チ （略）

リ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

<u>(1) 介護職員等処遇改善加算(I)</u> 相当する単位数	<u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の140に</u>
<u>(2) 介護職員等処遇改善加算(II)</u> 相当する単位数	<u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の136に</u>
<u>(3) 介護職員等処遇改善加算(III)</u> 相当する単位数	<u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の113に</u>
<u>(4) 介護職員等処遇改善加算(IV)</u> 相当する単位数	<u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の90に相</u>

ト 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

<u>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I)</u> 相当する単位数	<u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の20に</u>
<u>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II)</u> 相当する単位数	<u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の17に</u>

チ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、イからホまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

8 短期入所生活介護費（1日につき）

イ～チ （略）

リ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

<u>(1) 介護職員処遇改善加算(I)</u> 相当する単位数	<u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の83に相当す</u>
<u>(2) 介護職員処遇改善加算(II)</u> 相当する単位数	<u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の60に相当す</u>
<u>(3) 介護職員処遇改善加算(III)</u> 相当する単位数	<u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の33に相当す</u>

- 2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所生活介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- | | |
|--------------------------------|---|
| <u>(1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1)</u> | <u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数</u> |
| <u>(2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2)</u> | <u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数</u> |
| <u>(3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3)</u> | <u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数</u> |
| <u>(4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4)</u> | <u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数</u> |
| <u>(5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5)</u> | <u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数</u> |
| <u>(6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6)</u> | <u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数</u> |
| <u>(7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7)</u> | <u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数</u> |
| <u>(8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8)</u> | <u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数</u> |
| <u>(9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9)</u> | <u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数</u> |
| <u>(10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10)</u> | <u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数</u> |
| <u>(11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11)</u> | <u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数</u> |
| <u>(12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12)</u> | <u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数</u> |
| <u>(13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13)</u> | <u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</u> |
| <u>(14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14)</u> | <u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数</u> |

(削る)

(新設)

ヌ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短

(削る)

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1)～(10) (略)

(11) 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等処遇改善加算(I) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の75に相当する単位数
- (二) 介護職員等処遇改善加算(II) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数
- (三) 介護職員等処遇改善加算(III) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
- (四) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数
- (二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからチまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからチまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ル 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、イからチまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数を所定単位数に加算する。

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1)～(10) (略)

(11) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

(新設)

(三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3)	(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
(四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4)	(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数
(五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5)	(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数
(六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6)	(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数
(七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7)	(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数
(八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8)	(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数
(九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9)	(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数
(十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10)	(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
(十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11)	(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数
(十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12)	(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数
(十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13)	(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
(十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14)	(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

(削る)

(削る)

(12) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

(13) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の8に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1)～(11) (略)

(12) 介護職員等処遇改善加算

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等処遇改善加算(I) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数
- (二) 介護職員等処遇改善加算(II) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数
- (三) 介護職員等処遇改善加算(III) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数
- (四) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数
- (二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
- (三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- (四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数
- (五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
- (六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- (七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- (八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1)～(11) (略)

(12) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(新設)

- (九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- (十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数
- (十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数
- (十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数
- (十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(削る)

(削る)

ハ 診療所における短期入所療養介護費

(1)～(9) (略)

(10) 介護職員等処遇改善加算

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等処遇改善加算(I) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数
- (二) 介護職員等処遇改善加算(II) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

(13) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(14) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

(1)～(9) (略)

(10) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

- (三) 介護職員等処遇改善加算Ⅲ (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数
- (四) 介護職員等処遇改善加算Ⅳ (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数
- 2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (一) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数
- (二) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
- (三) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- (四) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数
- (五) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
- (六) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(6) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- (七) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(7) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- (八) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- (九) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(9) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- (十) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(10) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数
- (十一) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(11) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数
- (十二) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(12) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (十三) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(13) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数
- (十四) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(14) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

- (三) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(新設)

(削る)

(削る)

二 (略)

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1)～(15) (略)

(16) 介護職員等処遇改善加算

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等処遇改善加算(I) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

(二) 介護職員等処遇改善加算(II) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

(三) 介護職員等処遇改善加算(III) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数

(四) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定短期入所

(11) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(12) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

二 (略)

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1)～(15) (略)

(16) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(新設)

療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数
- (二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
- (三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- (四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数
- (五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
- (六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- (七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- (八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- (九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- (十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数
- (十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数
- (十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数
- (十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(削る)

17 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(削る)

10 特定施設入居者生活介護費

イ～ル (略)

ヲ 介護職員等処遇改善加算

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|------------------|------------------------------------|
| (1) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ | イからルまでにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数 |
| (2) 介護職員等処遇改善加算Ⅱ | イからルまでにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数 |
| (3) 介護職員等処遇改善加算Ⅲ | イからルまでにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数 |
| (4) 介護職員等処遇改善加算Ⅳ | イからルまでにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数 |

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|---------------------|------------------------------------|
| (1) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1) | イからルまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数 |
| (2) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2) | イからルまでにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数 |
| (3) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3) | イからルまでにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数 |
| (4) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4) | イからルまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数 |
| (5) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5) | イからルまでにより算定した単位数の1000分の91に相当する単位数 |
| (6) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(6) | イからルまでにより算定した単位数の1000分の85に相当する単位数 |

(18) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

10 特定施設入居者生活介護費

イ～ル (略)

ヲ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-----------------|-----------------------------------|
| (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ | イからルまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数 |
| (2) 介護職員処遇改善加算Ⅲ | イからルまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数 |
| (3) 介護職員処遇改善加算Ⅳ | イからルまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数 |

(新設)

(7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) 相当する単位数	イからルまでにより算定した単位数の1000分の79に
(8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) 相当する単位数	イからルまでにより算定した単位数の1000分の95に
(9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) 相当する単位数	イからルまでにより算定した単位数の1000分の73に
(10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) 相当する単位数	イからルまでにより算定した単位数の1000分の64に
(11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) 相当する単位数	イからルまでにより算定した単位数の1000分の73に
(12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) 相当する単位数	イからルまでにより算定した単位数の1000分の58に
(13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) 相当する単位数	イからルまでにより算定した単位数の1000分の61に
(14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) 相当する単位数	イからルまでにより算定した単位数の1000分の46に
(削る)	
(削る)	
11 (略)	

ワ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからルまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからルまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

カ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、イからルまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

11 (略)

第三表 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を次の表のように改正する。

(尚書部分はその部次)

改 正 後	改 正 前
別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1～8 (略)	別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1～8 (略)

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1)～(3) (略)

注 1 ～ 6 (略)

7 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)及びⅣ、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)並びに介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所については、室料相当額控除として、1日につき26単位を所定単位数から控除する。

8 ～ 11 (略)

12 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注11の加算を算定している場合は算定しない。

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)及び(2)については1日につき120単位を、(3)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注11を算定している場合は、算定しない。

14 ～ 17 (略)

18 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注 1 及び注10の規定による届出に相当する介護保健施設サービスに係る届出があったときは、注 1 及び注10の規定による届出があったものとみなす。

19 ～ 21 (略)

22 (1)(Ⅳ)又は(2)(Ⅳ)を算定している介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所については、注 9、注14及び注15は算定しない。

(4)～(11) (略)

ロ～ニ (略)

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1)～(7) (略)

注 1 ～ 7 (略)

8 Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(I)のⅡ型介護医療院短期入所療養介護費(ii)、Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)のⅡ型介護医療院短期入所療養介護費(ii)及びⅡ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)のⅡ型介護医療院短期入所療養介護費(ii)並びにⅡ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する介護医療院である指定短期入所療養介護事業所については、室料相当額控除として、1日につき26単位を所定単位数から控除する。

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1)～(3) (略)

注 1 ～ 6 (略)

(新設)

7 ～ 10 (略)

11 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注10の加算を算定している場合は算定しない。

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)及び(2)については1日につき120単位を、(3)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注10を算定している場合は、算定しない。

13 ～ 16 (略)

17 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注 1 及び注 9の規定による届出に相当する介護保健施設サービスに係る届出があったときは、注 1 及び注 9の規定による届出があったものとみなす。

18 ～ 20 (略)

21 (1)(Ⅳ)又は(2)(Ⅳ)を算定している介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所については、注 8、注13及び注14は算定しない。

(4)～(11) (略)

ロ～ニ (略)

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1)～(7) (略)

注 1 ～ 7 (略)

(新設)

9・10 (略)

11 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注10を算定している場合は、算定しない。

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)から(6)までについては1日につき120単位を、(7)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注10を算定している場合は、算定しない。

13・14 (略)

15 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注9の規定による届出に相当する介護医療院サービス（介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院サービスをいう。）に係る届出があったときは、注1及び注9の規定による届出があったものとみなす。

16・17 (略)

(8)～(16) (略)

10・11 (略)

8・9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注9を算定している場合は、算定しない。

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)から(6)までについては1日につき120単位を、(7)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注9を算定している場合は、算定しない。

12・13 (略)

14 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注8の規定による届出に相当する介護医療院サービス（介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院サービスをいう。）に係る届出があったときは、注1及び注8の規定による届出があったものとみなす。

15・16 (略)

(8)～(16) (略)

10・11 (略)

(指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第四表 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十一年厚生省告示第二十号）の1部を次の表のものと改定する。

(傍線部は改定部分)

改 正 後	改 正 前
別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表 居宅介護支援費 イ 居宅介護支援費（1月につき） (1) 居宅介護支援費(I) (一) 居宅介護支援費(i) a 要介護1又は要介護2 1,086単位 b 要介護3、要介護4又は要介護5 1,411単位 (二) 居宅介護支援費(ii) a 要介護1又は要介護2 544単位 b 要介護3、要介護4又は要介護5 704単位 (三) 居宅介護支援費(iii) a 要介護1又は要介護2 326単位 b 要介護3、要介護4又は要介護5 422単位	別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表 居宅介護支援費 イ 居宅介護支援費（1月につき） (1) 居宅介護支援費(I) (一) 居宅介護支援費(i) a 要介護1又は要介護2 1,076単位 b 要介護3、要介護4又は要介護5 1,398単位 (二) 居宅介護支援費(ii) a 要介護1又は要介護2 539単位 b 要介護3、要介護4又は要介護5 698単位 (三) 居宅介護支援費(iii) a 要介護1又は要介護2 323単位 b 要介護3、要介護4又は要介護5 418単位

406單位

2 (2)については、情報通信機器（人工知能関連技術を活用したものを含む。）の活用又は事務職員の配置を行っており、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する

働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に対し、厚生労働省老健局長（以下「老健局長」という。）が定める様式による届出を行った指定居宅介護支援事業者が、利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において基準第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している場合について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定することができる。ただし、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所は、次のイからハまでにかかわらず、(2)の(一)を適用する。

- イ 居宅介護支援費(i) 取扱件数が50未満である場合又は50以上である場合において、50未満の部分について算定する。
- ロ 居宅介護支援費(ii) 取扱件数が50以上である場合において、50以上60未満の部分について算定する。

ハ (略)

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。

6～11 (略)

- ロ 初回加算 300単位

注 指定居宅介護支援事業所において、新規に居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）を作成する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イの注6に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、当該加算は、算定しない。

ハ 特定事業所加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定居宅介護支援事業所は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 特定事業所加算(I) 519単位
- ロ 特定事業所加算(II) 421単位

方法」という。)により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に対し、厚生労働省老健局長（以下「老健局長」という。）が定める様式による届出を行った指定居宅介護支援事業者が、利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において基準第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している場合について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定することができる。ただし、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所は、次のイからハまでにかかわらず、(2)の(一)を適用する。

- イ 居宅介護支援費(i) 取扱件数が45未満である場合又は45以上である場合において、45未満の部分について算定する。

- ロ 居宅介護支援費(ii) 取扱件数が45以上である場合において、45以上60未満の部分について算定する。

ハ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

3～8 (略)

- ロ 初回加算 300単位

注 指定居宅介護支援事業所において、新規に居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）を作成する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イの注3に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、当該加算は、算定しない。

ハ 特定事業所加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定居宅介護支援事業所は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 特定事業所加算(I) 505単位
- ロ 特定事業所加算(II) 407単位

ハ	特定事業所加算Ⅲ	323単位	ハ	特定事業所加算Ⅲ	309単位
	ニ 特定事業所加算(A)	114単位		ニ 特定事業所加算(A)	100単位
ニ	(略)		ニ	(略)	
ホ	入院時情報連携加算		ホ	入院時情報連携加算	
注 利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。			注 利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。		
イ 入院時情報連携加算(I)		250単位	イ 入院時情報連携加算(I)		200単位
ロ 入院時情報連携加算(Ⅲ)		200単位	ロ 入院時情報連携加算(Ⅲ)		100単位
ヘ	退院・退所加算		ヘ	退院・退所加算	
注 病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所（指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のツ又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのレの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。）し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定する場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。			注 病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所（指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のタ又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのカの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。）し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定する場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。		
イ～ホ (略)			イ～ホ (略)		
ト	通院時情報連携加算	50単位	ト	通院時情報連携加算	50単位
注 利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。			注 利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。		
チ	(略)		チ	(略)	
リ	ターミナルケアマネジメント加算	400単位	リ	ターミナルケアマネジメント加算	400単位
注 在宅で死亡した利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定居宅介護支援事業所が、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合は、1月につき所定単位数を加算する。			注 在宅で死亡した利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定居宅介護支援事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合は、1月につき所定単位数を加算する。		

(指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第五條 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
一 （略）	一 （略）
二 指定施設サービス等に要する費用（別表中介護保健施設サービスに係る緊急時施設療養費（特定治療に係るものに限る。）として算定される費用及び特別療養費並びに介護医療院サービスに係る緊急時施設診療費（特定治療に係るものに限る。）として算定される費用及び特別診療費として算定される費用を除く。）の額は、別に厚生労働大臣が定める一単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。	二 指定施設サービス等に要する費用（別表中介護保健施設サービスに係る緊急時施設療養費（特定治療に係るものに限る。）として算定される費用及び特別療養費、 <u>介護療養施設サービスに係る特定診療費</u> 並びに介護医療院サービスに係る緊急時施設診療費（特定治療に係るものに限る。）として算定される費用及び特別診療費として算定される費用を除く。）の額は、別に厚生労働大臣が定める一単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。
三 （略）	三 （略）
別表	別表
指定施設サービス等介護給付費単位数表	指定施設サービス等介護給付費単位数表
1 介護福祉施設サービス	1 介護福祉施設サービス
イ 介護福祉施設サービス費（1日につき）	イ 介護福祉施設サービス費（1日につき）
（1）介護福祉施設サービス費	（1）介護福祉施設サービス費
（一）介護福祉施設サービス費(I)	（一）介護福祉施設サービス費(I)
a 要介護 1	a 要介護 1
b 要介護 2	b 要介護 2
c 要介護 3	c 要介護 3
d 要介護 4	d 要介護 4
e 要介護 5	e 要介護 5
（二）介護福祉施設サービス費(II)	（二）介護福祉施設サービス費(II)
a 要介護 1	a 要介護 1
b 要介護 2	b 要介護 2
c 要介護 3	c 要介護 3
d 要介護 4	d 要介護 4
e 要介護 5	e 要介護 5
（2）経過的小規模介護福祉施設サービス費	（2）経過的小規模介護福祉施設サービス費
（一）経過的小規模介護福祉施設サービス費(I)	（一）経過的小規模介護福祉施設サービス費(I)
a 要介護 1	a 要介護 1
b 要介護 2	b 要介護 2
c 要介護 3	c 要介護 3
d 要介護 4	d 要介護 4
e 要介護 5	e 要介護 5
（二）経過的小規模介護福祉施設サービス費(II)	（二）経過的小規模介護福祉施設サービス費(II)
a 要介護 1	a 要介護 1
b 要介護 2	b 要介護 2
c 要介護 3	c 要介護 3
d 要介護 4	d 要介護 4
e 要介護 5	e 要介護 5

ロ ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につき）

(1) ユニット型介護福祉施設サービス費

(一) ユニット型介護福祉施設サービス費

a 要介護1	670単位
b 要介護2	740単位
c 要介護3	815単位
d 要介護4	886単位
e 要介護5	955単位

(二) 経過のユニット型介護福祉施設サービス費

a 要介護1	670単位
b 要介護2	740単位
c 要介護3	815単位
d 要介護4	886単位
e 要介護5	955単位

(2) 経過のユニット型小規模介護福祉施設サービス費

(一) 経過のユニット型小規模介護福祉施設サービス費(I)

a 要介護1	768単位
b 要介護2	836単位
c 要介護3	910単位
d 要介護4	977単位
e 要介護5	1,043単位

(二) 経過のユニット型小規模介護福祉施設サービス費(II)

a 要介護1	768単位
b 要介護2	836単位
c 要介護3	910単位
d 要介護4	977単位
e 要介護5	1,043単位

注1～5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

8～12 (略)

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設において、外部との連携により、入所者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、入所者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注14を算定している場合は、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に算定する。

(1)・(2) (略)

ロ ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につき）

(1) ユニット型介護福祉施設サービス費

(一) ユニット型介護福祉施設サービス費

a 要介護1	652単位
b 要介護2	720単位
c 要介護3	793単位
d 要介護4	862単位
e 要介護5	929単位

(二) 経過のユニット型介護福祉施設サービス費

a 要介護1	652単位
b 要介護2	720単位
c 要介護3	793単位
d 要介護4	862単位
e 要介護5	929単位

(2) 経過のユニット型小規模介護福祉施設サービス費

(一) 経過のユニット型小規模介護福祉施設サービス費(I)

a 要介護1	747単位
b 要介護2	813単位
c 要介護3	885単位
d 要介護4	950単位
e 要介護5	1,015単位

(二) 経過のユニット型小規模介護福祉施設サービス費(II)

a 要介護1	747単位
b 要介護2	813単位
c 要介護3	885単位
d 要介護4	950単位
e 要介護5	1,015単位

注1～5 (略)

(新設)

(新設)

6～10 (略)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注12を算定している場合は、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に算定する。

(1)・(2) (略)

14 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については1日につき、(2)及び(3)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- | | |
|-----------------|------|
| (1) 個別機能訓練加算(I) | 12単位 |
| (2) 個別機能訓練加算(Ⅲ) | 20単位 |
| (3) 個別機能訓練加算(Ⅳ) | 20単位 |

15 (略)

16 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。以下同じ。）に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ネを算定している場合は、算定しない。

17 専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているもの（入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置し、かつ、医師を常勤換算方法（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第3項に規定する常勤換算方法をいう。注19において同じ。）で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの）として、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設については、1日につき25単位を所定単位数に加算する。

18～20 (略)

12 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第3項に規定する常勤換算方法をいう。注15及び注17において同じ。）で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの）として、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算(I)として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算(I)を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(Ⅲ)として、1月につき20単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

13 (略)

14 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。以下同じ。）に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、タを算定している場合は、算定しない。

15 専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているもの（入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置し、かつ、医師を常勤換算方法で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの）として、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設については、1日につき25単位を所定単位数に加算する。

16～18 (略)

21 入所者に対して居宅における外泊を認め、指定介護老人福祉施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定せず、注20に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

22・23 (略)

ハ (略)

二 退所時栄養情報連携加算 70単位

注 別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が、指定介護老人福祉施設から退所する際に、その居宅に退所する場合は当該入所者の主治の医師の属する病院又は診療所及び介護支援専門員に対して、病院、診療所又は他の介護保険施設（以下この注において「医療機関等」という。）に入院又は入所する場合は当該医療機関等に対して、当該入所者の同意を得て、管理栄養士が当該入所者の栄養管理に関する情報を提供したときは、1月につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注8又は栄養マネジメント強化加算を算定している場合は算定しない。

ホ 再入所時栄養連携加算 200単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設に入所している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該指定介護老人福祉施設に入所する際、当該者が別に厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする者であり、当該指定介護老人福祉施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定したときに、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注8を算定している場合は、算定しない。

ヘ 退所時等相談援助加算

(1)～(4) (略)

(5) 退所時情報提供加算 250単位

注1～4 (略)

5 (5)については、入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。

ト 協力医療機関連携加算

注 指定介護老人福祉施設において、協力医療機関（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第28条第1項本文（同令第49条において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関をいう。）との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1) 当該協力医療機関が、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第28条第1項各号に掲げる要件を満たしている場合 50単位

(2) (1)以外の場合 5単位

19 入所者に対して居宅における外泊を認め、指定介護老人福祉施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定せず、注18に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

20・21 (略)

ハ (略)

(新設)

二 再入所時栄養連携加算 200単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該指定介護老人福祉施設に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該指定介護老人福祉施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注6を算定している場合は、算定しない。

ホ 退所時等相談援助加算

(1)～(4) (略)

(新設)

注1～4 (略)

(新設)

(新設)

チ 栄養マネジメント強化加算

11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注8を算定している場合は、算定しない。

リ 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注8を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

ヌ 経口維持加算

(1)・(2) (略)

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥^{えん}が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注8又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)

ル・ヲ (略)

ワ 特別通院送迎加算

594単位

注 透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

カ 配置医師緊急時対応加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設において、当該指定介護老人福祉施設の配置医師（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第1項第1号に規定する医師をいう。以下この注において同じ。）が当該指定介護老人福祉施設の求めに応じ、配置医師の通常の勤務時間外（配置医師と当該指定介護老人福祉施設の間であらかじめ定められた配置医師が当該指定介護老人福祉施設において勤務する時間以外の時間をいい、早朝（午前6時から午前

ヘ 栄養マネジメント強化加算

11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注6を算定している場合は、算定しない。

ト 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注6を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

チ 経口維持加算

(1)・(2) (略)

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥^{えん}が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注6又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)

リ・ヌ (略)

(新設)

ル 配置医師緊急時対応加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設において、当該指定介護老人福祉施設の配置医師（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第1項第1号に規定する医師をいう。以下この注において同じ。）が当該指定介護老人福祉施設の求めに応じ、早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。以下この注において同じ。）、夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。以下この注において同じ。）又は深夜（午後10時から午前6時までの時間をい

8時までの時間をいう。以下この注において同じ。）、夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。以下この注において同じ。）及び深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。以下この注において同じ。）を除く。以下この注において同じ。）、早朝、夜間又は深夜に当該指定介護老人福祉施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合は、診療が行われた時間が配置医師の通常の勤務時間外の場合は1回につき325単位、早朝又は夜間の場合は1回につき650単位、深夜の場合は1回につき1,300単位を加算する。ただし、看護体制加算(Ⅲ)を算定していない場合は、算定しない。

ヨ～レ （略）

ソ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症チームケア推進加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。

(1)・(2) （略）

ツ 認知症チームケア推進加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応（以下「予防等」という。）に資するチームケア（複数人の介護者がチームを組み、入所者の情報を共有した上で介護に係る課題を抽出し、多角的な視点で課題解決に向けた介護を提供することをいう。以下同じ。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症専門ケア加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。

(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) 150単位

(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅲ) 120単位

ネ～ラ （略）

ム 自立支援促進加算 280単位

注 （略）

ウ・ヰ （略）

ノ 高齢者施設等感染対策向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設が、入所者に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 10単位

(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅲ) 5単位

う。以下この注において同じ。)に当該指定介護老人福祉施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合は、診療が行われた時間が早朝又は夜間の場合は1回につき650単位、深夜の場合は1回につき1,300単位を加算する。ただし、看護体制加算(Ⅲ)を算定していない場合は、算定しない。

ヨ～カ （略）

ヨ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)・(2) （略）

(新設)

タ～ソ （略）

ツ 自立支援促進加算 300単位

注 （略）

ネ・ナ （略）

(新設)

オ	新興感染症等施設療養費（１日につき）	240単位
注	指定介護老人福祉施設が、入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定介護福祉施設サービスを行った場合に、１月に１回、連続する５日を限度として算定する。	
ク	生産性向上推進体制加算	
注	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設において、入所者に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
	(1) 生産性向上推進体制加算(I)	100単位
	(2) 生産性向上推進体制加算(II)	10単位
ヤ	(略)	
マ	介護職員処遇改善加算	
注	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 5 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
	(1) 介護職員処遇改善加算(I) イからヤまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数	
	(2) 介護職員処遇改善加算(II) イからヤまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数	
	(3) 介護職員処遇改善加算(III) イからヤまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数	
ケ	介護職員等特定処遇改善加算	
注	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからヤまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数	
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからヤまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数	

(新設)	
(新設)	
ラ	(略)
ム	介護職員処遇改善加算
注	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
	(1) 介護職員処遇改善加算(I) イからラまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
	(2) 介護職員処遇改善加算(II) イからラまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
	(3) 介護職員処遇改善加算(III) イからラまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
ウ	介護職員等特定処遇改善加算
注	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからラまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからラまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

フ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、イからヤまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費（1日につき）

(1) 介護保健施設サービス費(I)

(一) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	717単位
b 要介護 2	763単位
c 要介護 3	828単位
d 要介護 4	883単位
e 要介護 5	932単位

(二) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	788単位
b 要介護 2	863単位
c 要介護 3	928単位
d 要介護 4	985単位
e 要介護 5	1,040単位

(三) 介護保健施設サービス費(iii)

a 要介護 1	793単位
b 要介護 2	843単位
c 要介護 3	908単位
d 要介護 4	961単位
e 要介護 5	1,012単位

(四) 介護保健施設サービス費(iv)

a 要介護 1	871単位
b 要介護 2	947単位
c 要介護 3	1,014単位
d 要介護 4	1,072単位
e 要介護 5	1,125単位

(2) 介護保健施設サービス費(II)

(一) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	758単位
b 要介護 2	843単位
c 要介護 3	960単位
d 要介護 4	1,041単位
e 要介護 5	1,117単位

主 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、イからラまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費（1日につき）

(1) 介護保健施設サービス費(I)

(一) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	714単位
b 要介護 2	759単位
c 要介護 3	821単位
d 要介護 4	874単位
e 要介護 5	925単位

(二) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	756単位
b 要介護 2	828単位
c 要介護 3	890単位
d 要介護 4	946単位
e 要介護 5	1,003単位

(三) 介護保健施設サービス費(iii)

a 要介護 1	788単位
b 要介護 2	836単位
c 要介護 3	898単位
d 要介護 4	949単位
e 要介護 5	1,003単位

(四) 介護保健施設サービス費(iv)

a 要介護 1	836単位
b 要介護 2	910単位
c 要介護 3	974単位
d 要介護 4	1,030単位
e 要介護 5	1,085単位

(2) 介護保健施設サービス費(II)

(一) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	739単位
b 要介護 2	822単位
c 要介護 3	935単位
d 要介護 4	1,013単位
e 要介護 5	1,087単位

(二) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	839単位
b 要介護 2	924単位
c 要介護 3	1,044単位
d 要介護 4	1,121単位
e 要介護 5	1,197単位

(3) 介護保健施設サービス費(iii)

(一) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	758単位
b 要介護 2	837単位
c 要介護 3	933単位
d 要介護 4	1,013単位
e 要介護 5	1,089単位

(二) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	839単位
b 要介護 2	918単位
c 要介護 3	1,016単位
d 要介護 4	1,092単位
e 要介護 5	1,170単位

(4) 介護保健施設サービス費(iv)

(一) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	703単位
b 要介護 2	748単位
c 要介護 3	812単位
d 要介護 4	865単位
e 要介護 5	913単位

(二) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	777単位
b 要介護 2	826単位
c 要介護 3	889単位
d 要介護 4	941単位
e 要介護 5	991単位

ロ ユニット型介護保健施設サービス費（1 日につき）

(1) ユニット型介護保健施設サービス費(I)

(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	802単位
b 要介護 2	848単位
c 要介護 3	913単位
d 要介護 4	968単位
e 要介護 5	1,018単位

(二) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	818単位
b 要介護 2	900単位
c 要介護 3	1,016単位
d 要介護 4	1,091単位
e 要介護 5	1,165単位

(3) 介護保健施設サービス費(iii)

(一) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	739単位
b 要介護 2	816単位
c 要介護 3	909単位
d 要介護 4	986単位
e 要介護 5	1,060単位

(二) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	818単位
b 要介護 2	894単位
c 要介護 3	989単位
d 要介護 4	1,063単位
e 要介護 5	1,138単位

(4) 介護保健施設サービス費(iv)

(一) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	700単位
b 要介護 2	744単位
c 要介護 3	805単位
d 要介護 4	856単位
e 要介護 5	907単位

(二) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	772単位
b 要介護 2	820単位
c 要介護 3	880単位
d 要介護 4	930単位
e 要介護 5	982単位

ロ ユニット型介護保健施設サービス費（1 日につき）

(1) ユニット型介護保健施設サービス費(I)

(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	796単位
b 要介護 2	841単位
c 要介護 3	903単位
d 要介護 4	956単位
e 要介護 5	1,009単位

(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>876単位</u>
b 要介護 2	<u>952単位</u>
c 要介護 3	<u>1,018単位</u>
d 要介護 4	<u>1,077単位</u>
e 要介護 5	<u>1,130単位</u>

(三) 経過のユニット型介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	<u>802単位</u>
b 要介護 2	<u>848単位</u>
c 要介護 3	<u>913単位</u>
d 要介護 4	<u>968単位</u>
e 要介護 5	<u>1,018単位</u>

(四) 経過のユニット型介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>876単位</u>
b 要介護 2	<u>952単位</u>
c 要介護 3	<u>1,018単位</u>
d 要介護 4	<u>1,077単位</u>
e 要介護 5	<u>1,130単位</u>

(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)

(一) ユニット型介護保健施設サービス費

a 要介護 1	<u>928単位</u>
b 要介護 2	<u>1,014単位</u>
c 要介護 3	<u>1,130単位</u>
d 要介護 4	<u>1,209単位</u>
e 要介護 5	<u>1,287単位</u>

(二) 経過のユニット型介護保健施設サービス費

a 要介護 1	<u>928単位</u>
b 要介護 2	<u>1,014単位</u>
c 要介護 3	<u>1,130単位</u>
d 要介護 4	<u>1,209単位</u>
e 要介護 5	<u>1,287単位</u>

(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ)

(一) ユニット型介護保健施設サービス費

a 要介護 1	<u>928単位</u>
b 要介護 2	<u>1,007単位</u>
c 要介護 3	<u>1,104単位</u>
d 要介護 4	<u>1,181単位</u>
e 要介護 5	<u>1,259単位</u>

(二) 経過のユニット型介護保健施設サービス費

a 要介護 1	<u>928単位</u>
b 要介護 2	<u>1,007単位</u>
c 要介護 3	<u>1,104単位</u>
d 要介護 4	<u>1,181単位</u>
e 要介護 5	<u>1,259単位</u>

(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>841単位</u>
b 要介護 2	<u>915単位</u>
c 要介護 3	<u>978単位</u>
d 要介護 4	<u>1,035単位</u>
e 要介護 5	<u>1,090単位</u>

(三) 経過のユニット型介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	<u>796単位</u>
b 要介護 2	<u>841単位</u>
c 要介護 3	<u>903単位</u>
d 要介護 4	<u>956単位</u>
e 要介護 5	<u>1,009単位</u>

(四) 経過のユニット型介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>841単位</u>
b 要介護 2	<u>915単位</u>
c 要介護 3	<u>978単位</u>
d 要介護 4	<u>1,035単位</u>
e 要介護 5	<u>1,090単位</u>

(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)

(一) ユニット型介護保健施設サービス費

a 要介護 1	<u>904単位</u>
b 要介護 2	<u>987単位</u>
c 要介護 3	<u>1,100単位</u>
d 要介護 4	<u>1,176単位</u>
e 要介護 5	<u>1,252単位</u>

(二) 経過のユニット型介護保健施設サービス費

a 要介護 1	<u>904単位</u>
b 要介護 2	<u>987単位</u>
c 要介護 3	<u>1,100単位</u>
d 要介護 4	<u>1,176単位</u>
e 要介護 5	<u>1,252単位</u>

(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)

(一) ユニット型介護保健施設サービス費

a 要介護 1	<u>904単位</u>
b 要介護 2	<u>980単位</u>
c 要介護 3	<u>1,074単位</u>
d 要介護 4	<u>1,149単位</u>
e 要介護 5	<u>1,225単位</u>

(二) 経過のユニット型介護保健施設サービス費

a 要介護 1	<u>904単位</u>
b 要介護 2	<u>980単位</u>
c 要介護 3	<u>1,074単位</u>
d 要介護 4	<u>1,149単位</u>
e 要介護 5	<u>1,225単位</u>

(4) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ)

(一) ユニット型介護保健施設サービス費

a 要介護 1	784単位
b 要介護 2	832単位
c 要介護 3	894単位
d 要介護 4	948単位
e 要介護 5	997単位

(二) 経過のユニット型介護保健施設サービス費

a 要介護 1	784単位
b 要介護 2	832単位
c 要介護 3	894単位
d 要介護 4	948単位
e 要介護 5	997単位

注 1 ～ 4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7・8 (略)

9 入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（以下この注において「医師等」という。）が、その入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合であって、かつ、原則として入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直している場合においては、短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)として、1日につき258単位を所定単位数に加算する。また、入所者に対して、医師等が、その入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)を算定している場合にあっては、短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)は算定しない。

10 認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が集中的なリハビリテーションを個別に行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、入所の日から起算して3月以内の期間に限り、1週に3日を限度として1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	240単位
(2) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅲ)	120単位

(4) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ)

(一) ユニット型介護保健施設サービス費

a 要介護 1	779単位
b 要介護 2	825単位
c 要介護 3	885単位
d 要介護 4	937単位
e 要介護 5	988単位

(二) 経過のユニット型介護保健施設サービス費

a 要介護 1	779単位
b 要介護 2	825単位
c 要介護 3	885単位
d 要介護 4	937単位
e 要介護 5	988単位

注 1 ～ 4 (略)

(新設)

(新設)

5・6 (略)

7 入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、その入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、1日につき240単位を所定単位数に加算する。

8 認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が集中的なリハビリテーションを個別に行った場合に、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、入所の日から起算して3月以内の期間に限り、1週に3日を限度として1日につき240単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

11 (略)

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ネを算定している場合は、算定しない。

13 (略)

14 電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、注13に掲げる単位数を算定する場合は算定しない。

15・16 (略)

17 電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者については、ターミナルケア加算として、イ(1)及び(4)並びにロ(1)及び(4)について、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき910単位を、死亡日については1日につき1,900単位を死亡月に所定単位数に加算し、イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)について、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき80単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき850単位を、死亡日については1日につき1,700単位を死亡月に所定単位数に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

18・19 (略)

20 介護保健施設サービス費(I)の介護保健施設サービス費(i)及び(ii)並びにユニット型介護保健施設サービス費(I)のユニット型介護保健施設サービス費(i)及び(ii)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)として、1日につき51単位を、介護保健施設サービス費(I)の介護保健施設サービス費(ii)及び(iv)並びにユニット型介護保健施設サービス費(I)のユニット型介護保健施設サービス費(ii)及び(iv)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(II)として、1日につき51単位を所定単位数に加算する。

21 イ(4)又はロ(4)を算定している介護老人保健施設については、注9、注10及び注20並びにニからトまで、又からヲまで、ヨ、レ及びナからノまでは算定しない。

9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、レを算定している場合は、算定しない。

11 (略)

12 電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、注11に掲げる単位数を算定する場合は算定しない。

13・14 (略)

15 電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者については、ターミナルケア加算として、イ(1)及び(4)並びにロ(1)及び(4)について、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき80単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき820単位を、死亡日については1日につき1,650単位を死亡月に所定単位数に加算し、イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)について、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき80単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき850単位を、死亡日については1日につき1,700単位を死亡月に所定単位数に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

16・17 (略)

18 介護保健施設サービス費(I)の介護保健施設サービス費(i)及び(ii)並びにユニット型介護保健施設サービス費(I)のユニット型介護保健施設サービス費(i)及び(ii)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)として、1日につき34単位を、介護保健施設サービス費(I)の介護保健施設サービス費(ii)及び(iv)並びにユニット型介護保健施設サービス費(I)のユニット型介護保健施設サービス費(ii)及び(iv)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(II)として、1日につき46単位を所定単位数に加算する。

19 イ(4)又はロ(4)を算定している介護老人保健施設については、注7、注8及び注18並びにニからヘまで、チからヌまで、ワ、ヨ及びツからヰまでは算定しない。

ハ 初期加算

- (1) 初期加算(I) 60単位
(2) 初期加算(II) 30単位

注 1 (1)について、次に掲げる基準のいずれかに適合する介護老人保健施設において、急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、介護老人保健施設に入所した者について、当該介護老人保健施設に入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算(I)として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、初期加算(II)を算定している場合は、算定しない。

イ 当該介護老人保健施設の空床情報について、地域医療情報連携ネットワーク等を通じて、地域の医療機関に定期的に共有していること。

ロ 当該介護老人保健施設の空床情報について、当該介護老人保健施設のウェブサイト定期的に公表するとともに、急性期医療を担う複数の医療機関の入退院支援部門に対し、定期的に当該情報を共有していること。

2 (2)について、入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算(II)として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、初期加算(I)を算定している場合は、算定しない。

二 退所時栄養情報連携加算 70単位

注 別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が、介護老人保健施設から退所する際に、その居宅に退所する場合は当該入所者の主治の医師の属する病院又は診療所及び介護支援専門員に対して、病院、診療所又は他の介護保険施設（以下この注において「医療機関等」という。）に入院又は入所する場合は当該医療機関等に対して、当該入所者の同意を得て、管理栄養士が当該入所者の栄養管理に関する情報を提供したときは、1月につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注7又は栄養マネジメント強化加算を算定している場合は、算定しない。

ホ 再入所時栄養連携加算 200単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設に入所している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該介護老人保健施設に入所する際、当該者が別に厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする者であり、当該介護老人保健施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定したときに、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注7を算定している場合は、算定しない。

ハ (略)

ト 退所時等支援等加算

(1) 退所時等支援加算

一 (略)

二 退所時情報提供加算

a 退所時情報提供加算(I) 500単位

b 退所時情報提供加算(II) 250単位

(三)・(四) (略)

ハ 初期加算

30単位

(新設)

(新設)

注 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

三 再入所時栄養連携加算

200単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該介護老人保健施設に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該介護老人保健施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注5を算定している場合は、算定しない。

ホ (略)

ハ 退所時等支援等加算

(1) 退所時等支援加算

一 (略)

二 退所時情報提供加算

(新設)

(新設)

(三)・(四) (略)

500単位

(2) (略)

注 1 (略)

2 (1)の(二)の a については、入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況、心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合に、入所者 1 人につき 1 回に限り算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の診療状況、心身の状況、生活歴等の当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

3 (1)の(二)の b については、入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合に、入所者 1 人につき 1 回に限り算定する。

4 (略)

5 (2)については、入所者の退所時に、介護老人保健施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の2に規定する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。以下同じ。）（訪問看護サービス（指定地域密着型サービス基準第3条の3第4号に規定する訪問看護サービスをいう。以下同じ。）を行う場合に限る。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）（看護サービス（指定地域密着型サービス基準第177条第10号に規定する看護サービスをいう。以下同じ。）を行う場合に限る。）の利用が必要であると認め、当該入所者の選定する指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準第3条の4に規定する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）に対して、当該入所者の同意を得て、訪問看護指示書（指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の場合にあっては訪問看護サービスに係る指示書をいい、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の場合にあっては看護サービスに係る指示書をいう。以下同じ。）を交付した場合に、入所者 1 人につき 1 回を限度として算定する。

チ 協力医療機関連携加算

注 介護老人保健施設において、協力医療機関（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第30条第1項本文（同令第50条において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関をいう。）との間で、入所者の同意を得て、

(2) (略)

注 1 (略)

2 (1)の(二)については、入所期間が 1 月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った場合に、入所者 1 人につき 1 回に限り算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

(新設)

3 (略)

4 (2)については、入所者の退所時に、介護老人保健施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の2に規定する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。以下同じ。）（訪問看護サービス（指定地域密着型サービス基準第3条の3第4号に規定する訪問看護サービスをいう。以下同じ。）を行う場合に限る。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）（看護サービス（指定地域密着型サービス基準第177条第9号に規定する看護サービスをいう。以下同じ。）を行う場合に限る。）の利用が必要であると認め、当該入所者の選定する指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準第3条の4に規定する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）に対して、当該入所者の同意を得て、訪問看護指示書（指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の場合にあっては訪問看護サービスに係る指示書をいい、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の場合にあっては看護サービスに係る指示書をいう。以下同じ。）を交付した場合に、入所者 1 人につき 1 回を限度として算定する。

(新設)

当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催している場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1) 当該協力医療機関が、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第30条第1項各号に掲げる要件を満たしている場合 50単位

(2) (1)以外の場合 5単位

リ 栄養マネジメント強化加算 11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及び口の注7を算定している場合は、算定しない。

ヌ 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及び口の注7を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

ル 経口維持加算

(1) 経口維持加算(I) 400単位

(2) 経口維持加算(II) 100単位

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イ及び口の注7又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)

ヨ～カ (略)

コ かかりつけ医連携薬剤調整加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、当該入所者1人につき1回を限度として、当該入所者の退所時に所定単位数を加算する。ただし、かかりつ

ト 栄養マネジメント強化加算 11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及び口の注5を算定している場合は、算定しない。

チ 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及び口の注5を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

リ 経口維持加算

(1) 経口維持加算(I) 400単位

(2) 経口維持加算(II) 100単位

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イ及び口の注5又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)

ヌ～コ (略)

ク かかりつけ医連携薬剤調整加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、当該入所者1人につき1回を限度として、当該入所者の退所時に所定単位数を加算する。

け医連携薬剤調整加算(I)イを算定している場合には、かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)ロは算定しない。

- (1) かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)
- a かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)イ

b かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)ロ
- 140単位
- 70単位

(2)・(3) (略)

タ・レ (略)

ソ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症チームケア推進加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。

(1)・(2) (略)

ツ 認知症チームケア推進加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症専門ケア加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。

- (1) 認知症チームケア推進加算(I)
- (2) 認知症チームケア推進加算(II)
- 150単位
- 120単位

ネ (略)

(削る)

(削る)

- (1) かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)
- (新設)
- (新設)
- 100単位

(2)・(3) (略)

カ・ヨ (略)

タ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)・(2) (略)

(新設)

レ (略)

ソ 認知症情報提供加算 350単位

注 過去に認知症の原因疾患に関する確定診断を受けておらず、認知症のおそれがあると医師が判断した入所者であって、施設内での診断が困難であると判断された者について、当該入所者又はその家族の同意を得た上で、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて、別に厚生労働大臣が定める機関に当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人につき入所期間中に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該介護老人保健施設に併設する保険医療機関（認知症疾患医療センター及びこれに類する保険医療機関を除く。）に対する紹介を行った場合は算定しない。

ツ 地域連携診療計画情報提供加算 300単位

注 医科診療報酬点数表の退院支援加算の注4に掲げる地域連携診療計画加算を算定して保険医療機関を退院した入所者に対して、当該保険医療機関が地域連携診療計画に基づいて作成した診療計画に基づき、入所者の治療等を行うとともに、入所者の同意を得た上で、当該退院した日の属する月の翌月までに、退院支援加算の注4に掲げる地域連携診療計画加算を算定する病院に当該入所者に係る診療情報を文書により提供した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

ナ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|---------------------------------------|------|
| (1) <u>リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(I)</u> | 53単位 |
| (2) <u>リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(II)</u> | 33単位 |

ラ～ノ (略)

オ 高齢者施設等感染対策向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- | | |
|-------------------------------|------|
| (1) <u>高齢者施設等感染対策向上加算(I)</u> | 10単位 |
| (2) <u>高齢者施設等感染対策向上加算(II)</u> | 5単位 |

ク 新興感染症等施設療養費（1日につき）

240単位

注 介護老人保健施設が、入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、介護保健施設サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。

ヤ 生産性向上推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|----------------------------|-------|
| (1) <u>生産性向上推進体制加算(I)</u> | 100単位 |
| (2) <u>生産性向上推進体制加算(II)</u> | 10単位 |

マ (略)

ケ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからマまでにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

ネ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算

33単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、リハビリテーションを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- | |
|--|
| (1) <u>入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。</u> |
| (2) <u>必要に応じてリハビリテーション実施計画の内容を見直す等、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</u> |

ナ～ニ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

ノ (略)

オ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからノまでにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからマまでにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅳ イからマまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

フ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからマまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからマまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

コ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、イからマまでにより算定した単位数の1000分の8に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 削除

- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからノまでにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅳ イからノまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

ク 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからノまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからノまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

ヤ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、イからノまでにより算定した単位数の1000分の8に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費（1日につき）

(一) 療養型介護療養施設サービス費Ⅰ

a 療養型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護1	593単位
ii 要介護2	685単位
iii 要介護3	889単位
iv 要介護4	974単位
v 要介護5	1,052単位

b 療養型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護1	618単位
ii 要介護2	716単位
iii 要介護3	927単位
iv 要介護4	1,017単位
v 要介護5	1,099単位

c 療養型介護療養施設サービス費(iii)

i 要介護1	609単位
ii 要介護2	704単位

<u>iii</u>	<u>要介護 3</u>	914単位
<u>iv</u>	<u>要介護 4</u>	1,001単位
<u>v</u>	<u>要介護 5</u>	1,082単位
<u>d</u>	<u>療養型介護療養施設サービス費(iv)</u>	
<u>i</u>	<u>要介護 1</u>	686単位
<u>ii</u>	<u>要介護 2</u>	781単位
<u>iii</u>	<u>要介護 3</u>	982単位
<u>iv</u>	<u>要介護 4</u>	1,070単位
<u>v</u>	<u>要介護 5</u>	1,146単位
<u>e</u>	<u>療養型介護療養施設サービス費(v)</u>	
<u>i</u>	<u>要介護 1</u>	717単位
<u>ii</u>	<u>要介護 2</u>	815単位
<u>iii</u>	<u>要介護 3</u>	1,026単位
<u>iv</u>	<u>要介護 4</u>	1,117単位
<u>v</u>	<u>要介護 5</u>	1,198単位
<u>f</u>	<u>療養型介護療養施設サービス費(vi)</u>	
<u>i</u>	<u>要介護 1</u>	705単位
<u>ii</u>	<u>要介護 2</u>	803単位
<u>iii</u>	<u>要介護 3</u>	1,010単位
<u>iv</u>	<u>要介護 4</u>	1,099単位
<u>v</u>	<u>要介護 5</u>	1,180単位
<u>(二)</u>	<u>療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)</u>	
<u>a</u>	<u>療養型介護療養施設サービス費(i)</u>	
<u>i</u>	<u>要介護 1</u>	542単位
<u>ii</u>	<u>要介護 2</u>	636単位
<u>iii</u>	<u>要介護 3</u>	774単位
<u>iv</u>	<u>要介護 4</u>	907単位
<u>v</u>	<u>要介護 5</u>	943単位
<u>b</u>	<u>療養型介護療養施設サービス費(ii)</u>	
<u>i</u>	<u>要介護 1</u>	557単位
<u>ii</u>	<u>要介護 2</u>	652単位
<u>iii</u>	<u>要介護 3</u>	793単位
<u>iv</u>	<u>要介護 4</u>	929単位
<u>v</u>	<u>要介護 5</u>	966単位
<u>c</u>	<u>療養型介護療養施設サービス費(iii)</u>	
<u>i</u>	<u>要介護 1</u>	638単位
<u>ii</u>	<u>要介護 2</u>	731単位
<u>iii</u>	<u>要介護 3</u>	869単位
<u>iv</u>	<u>要介護 4</u>	1,001単位
<u>v</u>	<u>要介護 5</u>	1,037単位

<u>d 療養型介護療養施設サービス費(iv)</u>		
<u>i 要介護 1</u>		654単位
<u>ii 要介護 2</u>		749単位
<u>iii 要介護 3</u>		891単位
<u>iv 要介護 4</u>		1,026単位
<u>v 要介護 5</u>		1,062単位
<u>(三) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)</u>		
<u>a 療養型介護療養施設サービス費(i)</u>		
<u>i 要介護 1</u>		522単位
<u>ii 要介護 2</u>		619単位
<u>iii 要介護 3</u>		748単位
<u>iv 要介護 4</u>		884単位
<u>v 要介護 5</u>		919単位
<u>b 療養型介護療養施設サービス費(ii)</u>		
<u>i 要介護 1</u>		619単位
<u>ii 要介護 2</u>		714単位
<u>iii 要介護 3</u>		845単位
<u>iv 要介護 4</u>		980単位
<u>v 要介護 5</u>		1,015単位
<u>(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)</u>		
<u>(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(I)</u>		
<u>a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)</u>		
<u>i 要介護 1</u>		601単位
<u>ii 要介護 2</u>		694単位
<u>iii 要介護 3</u>		825単位
<u>iv 要介護 4</u>		903単位
<u>v 要介護 5</u>		981単位
<u>b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)</u>		
<u>i 要介護 1</u>		695単位
<u>ii 要介護 2</u>		792単位
<u>iii 要介護 3</u>		920単位
<u>iv 要介護 4</u>		999単位
<u>v 要介護 5</u>		1,078単位
<u>(二) 療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)</u>		
<u>a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)</u>		
<u>i 要介護 1</u>		601単位
<u>ii 要介護 2</u>		694単位
<u>iii 要介護 3</u>		789単位
<u>iv 要介護 4</u>		868単位
<u>v 要介護 5</u>		945単位

<u>b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)</u>	
<u>i 要介護 1</u>	695単位
<u>ii 要介護 2</u>	792単位
<u>iii 要介護 3</u>	884単位
<u>iv 要介護 4</u>	962単位
<u>v 要介護 5</u>	1,042単位
<u>(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費（1日につき）</u>	
<u>(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(I)</u>	
<u>a 要介護 1</u>	706単位
<u>b 要介護 2</u>	801単位
<u>c 要介護 3</u>	1,002単位
<u>d 要介護 4</u>	1,090単位
<u>e 要介護 5</u>	1,166単位
<u>(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(II)</u>	
<u>a 要介護 1</u>	732単位
<u>b 要介護 2</u>	830単位
<u>c 要介護 3</u>	1,042単位
<u>d 要介護 4</u>	1,132単位
<u>e 要介護 5</u>	1,213単位
<u>(三) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(III)</u>	
<u>a 要介護 1</u>	723単位
<u>b 要介護 2</u>	819単位
<u>c 要介護 3</u>	1,028単位
<u>d 要介護 4</u>	1,117単位
<u>e 要介護 5</u>	1,197単位
<u>(四) 経過のユニット型療養型介護療養施設サービス費(I)</u>	
<u>a 要介護 1</u>	706単位
<u>b 要介護 2</u>	801単位
<u>c 要介護 3</u>	1,002単位
<u>d 要介護 4</u>	1,090単位
<u>e 要介護 5</u>	1,166単位
<u>(五) 経過のユニット型療養型介護療養施設サービス費(II)</u>	
<u>a 要介護 1</u>	732単位
<u>b 要介護 2</u>	830単位
<u>c 要介護 3</u>	1,042単位
<u>d 要介護 4</u>	1,132単位
<u>e 要介護 5</u>	1,213単位
<u>(六) 経過のユニット型療養型介護療養施設サービス費(III)</u>	
<u>a 要介護 1</u>	723単位
<u>b 要介護 2</u>	819単位
<u>c 要介護 3</u>	1,028単位
<u>d 要介護 4</u>	1,117単位
<u>e 要介護 5</u>	1,197単位

(4) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）

(一) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費

<u>a</u>	<u>要介護1</u>	706単位
<u>b</u>	<u>要介護2</u>	801単位
<u>c</u>	<u>要介護3</u>	924単位
<u>d</u>	<u>要介護4</u>	1,000単位
<u>e</u>	<u>要介護5</u>	1,079単位

(二) 経過的ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費

<u>a</u>	<u>要介護1</u>	706単位
<u>b</u>	<u>要介護2</u>	801単位
<u>c</u>	<u>要介護3</u>	924単位
<u>d</u>	<u>要介護4</u>	1,000単位
<u>e</u>	<u>要介護5</u>	1,079単位

- 注1 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定介護療養施設サービス（同号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院患者の介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、入院患者の数又は医師、看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、100分の95に相当する単位を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、(6)から(10)まで、(12)、(13)、(16)及び(17)は算定しない。
- 3 (3)及び(4)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護療養型医療施設について、病院療養病床療養環境減算として、1日につき25単位を所定単位数から減算する。
- 6 医師の配置について、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位を所定単位数から減算する。

- 7 令和6年4月1日までの介護医療院等への移行等に関する計画を、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに都道府県知事に届け出していない場合は、移行計画未提出減算として、当該半期経過後6月の期間、1日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 8 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。
- 9 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。
- 10 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- | | | |
|---|--------------|------|
| イ | 夜間勤務等看護(I) | 23単位 |
| ロ | 夜間勤務等看護(II) | 14単位 |
| ハ | 夜間勤務等看護(III) | 14単位 |
| ニ | 夜間勤務等看護(IV) | 7単位 |
- 11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入院患者をいう。以下同じ。）に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、(15)を算定している場合は、算定しない。
- 12 入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。
- 13 (2)及び(4)について、入院患者であって、退院が見込まれる者をその居宅において試行的に退院させ、指定介護療養型医療施設が居宅サービスを提供する場合に1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的退院に係る初日及び最終日は算定せず、注12に掲げる単位を算定する場合は算定しない。
- 14 入院患者に対し専門的な診療が必要になった場合であって、当該患者に対し他の病院又は診療所において当該診療が行われた場合は、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。
- 15 平成17年9月30日において従来型個室に入院している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入院するもの（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、療養型介護療養施設サービス費(I)、療養型介護療養施設サービス費(II)若しくは療養型介護療養施設サービス費(III)又は療養型経過型介護療養施設サービス費(I)若しくは療養型経過型介護療養施設サービス費(II)を支給する場合は、当分の間、それぞれ、療養型介護療養施設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費(iv)、(v)若しくは(vi)、療養型介護療養施設サービス費(II)の療養型介護療養施設サービス費(vii)若しくは(vi)若しくは療養型介護療養施設サービス費(III)の療養型介護療養施設サービス費(viii)又は療養型経過型介護療養施設サービス費(I)の療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)若しくは療養型経過型介護療養施設サービス費(II)の療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)を算定する。

- 16 次のいずれかに該当する者に対して、療養型介護療養施設サービス費(I)、療養型介護療養施設サービス費(II)若しくは療養型介護療養施設サービス費(III)又は療養型経過型介護療養施設サービス費(I)若しくは療養型経過型介護療養施設サービス費(II)を支給する場合は、それぞれ、療養型介護療養施設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費(iv)、(v)若しくは(vi)、療養型介護療養施設サービス費(III)の療養型介護療養施設サービス費(vii)若しくは(iv)若しくは療養型介護療養施設サービス費(II)の療養型介護療養施設サービス費(ii)又は療養型経過型介護療養施設サービス費(I)の療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)若しくは療養型経過型介護療養施設サービス費(III)の療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入院期間が30日以内であるもの
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入院する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者
- (5) 初期加算 30単位
- 注 入院した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。
- (6) 退院時指導等加算
- (一) 退院時等指導加算
- a 退院前訪問指導加算 460単位
- b 退院後訪問指導加算 460単位
- c 退院時指導加算 400単位
- d 退院時情報提供加算 500単位
- e 退院前連携加算 500単位
- (二) 訪問看護指示加算 300単位
- 注1 (一)のaについては、入院期間が1月を超えると見込まれる入院患者の退院に先立って当該入院患者が退院後生活する居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合に、入院中1回（入院後早期に退院前訪問指導の必要があると認められる入院患者にあつては、2回）を限度として算定する。
- 入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。
- 2 (一)のbについては、入院患者の退院後30日以内に当該入院患者の居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合に、退院後1回を限度として算定する。
- 入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。
- 3 (一)のcについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院時に、当該入院患者及びその家族等に対して、退院後の療養上の指導を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

- 4 (一)のdについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院後の主治の医師に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の紹介を行った場合に、入院患者1人につき1回に限り算定する。
- 入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。
- 5 (一)のeについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入院患者の退院に先立って当該入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者に係る居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。
- 6 (二)については、入院患者の退院時に、指定介護療養型医療施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを行う場合に限る。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（看護サービスを行う場合に限る。）の利用が必要であると認め、当該入院患者の選定する指定訪問看護ステーション、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して、当該入院患者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。
- (7) 低栄養リスク改善加算 300単位
- 注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)から(4)までの注9、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。
- 2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な入所者であって、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。
- (8) 経口移行加算 28単位
- 注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食

事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、(1)から(4)までの注9を算定している場合は算定しない。

2 経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員が行う支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

(9) 経口維持加算

(一) 経口維持加算(I) 400単位

(二) 経口維持加算(II) 100単位

注 1 (一)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥^{えん}が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)から(4)までの注9又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (二)については、協力歯科医療機関を定めている指定介護療養型医療施設が、経口維持加算(I)を算定している場合であって、入院患者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第2条第1項第1号に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(10) 口腔^{くわう}衛生管理加算 90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。

イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入院患者に対し、口腔^{くわう}ケアを月2回以上行うこと。

- ロ 歯科衛生士が、イにおける入院患者に係る口腔^{くわう}ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。
- ハ 歯科衛生士が、イにおける入院患者の口腔^{くわう}に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。
- (11) 療養食加算 6単位
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。
- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において行われていること。
- (12) 在宅復帰支援機能加算 10単位
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあっては、1日につき所定単位数を加算する。
- イ 入院患者の家族との連絡調整を行っていること。
- ロ 入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入院患者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。
- (13) 特定診療費
- 注 入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。
- (14) 認知症専門ケア加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 認知症専門ケア加算(I) 3単位
- (2) 認知症専門ケア加算(II) 4単位
- (15) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位
- 注 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入院することが適当であると判断した者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、入院した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。
- (16) 排せつ支援加算 100単位
- 注 排せつに介護を要する入院患者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、指定介護療養型医療施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入院患

者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同一入院期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

(17) 安全対策体制加算 20単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入院初日に限り所定単位数を加算する。

(18) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I) 22単位

(二) サービス提供体制強化加算(II) 18単位

(三) サービス提供体制強化加算(III) 6単位

(19) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(18)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(18)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(18)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(20) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(18)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(18)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数